

消費者庁において平成27年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

<規制の事前評価>

	(担当課)	(ページ)
政策名： 悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化	取引対策課	1

<実績評価方式による事後評価>

政策名： 消費者政策の推進	(担当課)	(ページ)
施策名： (1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	2
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3
(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	4
(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	5
(5) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	6
(6) 物価対策の推進	消費者調査課	7
(7) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	8
(8) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	9
(9) 消費者取引対策の推進	取引対策課	10
(10) 消費者表示対策の推進	表示対策課	11
(11) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	12

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>特定商取引法に基づく行政処分として業務停止命令を受けた会社の役員が、業務停止期間中に別の会社を立ち上げて、処分の理由となった悪質な営業行為をその別の会社においても繰り返す等の問題が生じていることから、悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化を内容とする特定商取引に関する法律の改正を行う。</p> <p>訪問販売・通信販売等の特定商取引分野においては従前より消費者トラブルが高止まりをしている状況であり、更なる規制強化によって消費者保護や取引の適正化を図る必要性が認められる。</p> <p>今回法改正として、ファクシミリ広告規制の導入といった規制追加のほか、業務禁止命令の導入といった行政処分の実効性を向上させる制度の整備、電話勧誘販売における過量販売解除権の導入といった事業者・消費者間における消費者保護規定の充実等の内容により、消費者保護・取引の適正化の実現を図ることとする。</p>
<p>規制の費用・便益</p>	<p>【規制の費用】 (遵守費用) 特段の追加コストは発生しない。</p> <p>(行政費用) 現行体制で対応可能な範疇にあり、重大なコストは発生しない。</p> <p>(その他の社会的費用) 消費者におけるコストは発生しない。</p> <p>【規制の便益】 消費者被害の未然防止、消費者被害が生じた場合の被害回復、悪質事業者に対する執行の効率化、特定商取引分野の取引健全化が期待できる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>本評価書では、悪質事業者対策等の実施によって消費者保護・取引の適正化を図ることについて、一定の規制等を新設する改正案と、そのような方法をとらずに事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す案の2案を想定し、影響の比較分析を行った。</p> <p>改正案と代替案、いずれも重大なコストは生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、特にこれまで十分な対処ができなかった悪質事業者対策という点に強い影響を及ぼすものであって消費者の利益に資する内容となっており、業界全体の健全化という便益も考慮すれば、目的とする便益を得るために是認できる費用であるものと考えられること、代替案は追加的に発生する費用は少ないと評価し得るものの、それによって十分な便益を得られるものとは言い難いことから、改正案によるほうが妥当であると判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を平成28年3月4日に国会に提出した。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当課：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>平成26年度に目標を設定した測定指標のうち、⑤については目標を達成することができなかったが、他の指標については目標を達成することができた。⑤についても、各法律の所管府省庁による厳正な執行は行われており、取組を継続した場合、長期の期間は要せず当庁において結果をとりまとめ公表可能な状態にあるため、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（10百万円）を行った。（27年度予算額：10百万円、28年度予算案額：10百万円） ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（27百万円）を行った。（27年度予算額：28百万円、28年度予算案額：28百万円） ・インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成28年度概算要求（36百万円）を行った。（27年度予算額：34百万円、28年度予算案額：28百万円） ・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（63百万円）を行った。（27年度予算額：63百万円、28年度予算案額：63百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費生活のグローバル化の進展に伴う消費者トラブルの増加に対応するため、国際対応の強化を図ることを目的とし、平成28年度機構・定員要求において国際室長の設置を要求。 ・国際室長の設置に合わせ、国際業務実施体制をより一層強化するため、平成28年度機構・定員要求において、国際室室員の増員（課長補佐クラス2名）を要求。</p> <p><事前分析表への反映> ・政策評価において、執行状況の評価が十分に行えなかったため、測定指標を以下のとおり修正した。 ⇒執行状況の評価を厳格に行うため、測定指標を執行状況の調査回数に具体化した。</p> <p><その他の具体的取組> ・「インターネット消費者取引連絡会」の開催（平成27年4月～平成28年3月の期間に4回開催）。 ・日本年金機構の個人情報流出に便乗した勧誘及び個人情報の取得について注意喚起を実施（平成27年6月）。 ・消費者政策担当課長会議を開催（平成27年9月）。 ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（平成27年4月～平成28年3月の期間で注意喚起を9件実施）。 ・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、総務省、国税庁の連名で注意喚起を実施（平成27年10月公表、随時更新。） ・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施（平成27年12月）。 ・「国民消費生活組合」を名の「訴訟履歴がマイナンバーへ登録されます」という内容の不審なメールについて注意喚起を実施（平成28年1月公表、随時更新）。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（2） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）の施行に向けた準備を行う。 ②適格消費者団体の認定・監督・支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し 消費者契約法（平成12年法律第61号）に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について、法の周知・啓発に引き続き取り組み、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標について目標を達成することができたため、施策としては目標達成と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成28年度概算要求（62百万円）を行った。（27年度予算額：46百万円、28年度予算案額：39百万円） ・公益通報者保護の推進のため、平成28年度概算要求（28百万円）を行った。（27年度予算額：26百万円、28年度予算案額：28百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費者団体訴訟制度の推進のため、平成28年度機構・定員要求において増員（室長クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p><その他の具体的取組> ・平成26年8月に情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に関する規律等の在り方を検討するために、内閣総理大臣から消費者委員会に対して、消費者契約法の見直しについて諮問を行い、平成28年1月に答申がなされた。同答申を踏まえ、消費者庁において改訂法案の検討を行い、平成28年3月4日に「消費者契約法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ・消費者裁判手続特例法の施行に向けて、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、平成26年5月から平成27年3月までの期間に「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催し、平成27年4月に「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について」を公表。それに基づき、消費者裁判手続特例法の施行に必要な施行令、施行規則、「特定適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン」等を策定して平成27年11月11日に公布・公表し、消費者裁判手続特例法の施行日を平成28年10月1日と決定した。消費者裁判手続特例法の円滑な施行に向けて、DVDやパンフレット等のコンテンツを活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。 ・消費者裁判手続特例法附則第4条の趣旨を踏まえ、被害回復関係業務等の適正な遂行に必要な資金の確保等、適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する支援の在り方について検討を行うため、「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を平成27年10月から開催。 ・公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向け、周知方法について所要の見直しを行い、平成27年度においては、公益通報者保護法に関する通報・相談窓口の管内市区町村設置率が全国平均（52.4%）を下回り、かつ、過去5年間（平成22年度～26年度）に説明会・研修会を実施していない地区を中心に行政機関職員向け公益通報者保護制度に関する研修会等（全国12か所）を実施。また、公益通報者保護制度について分かりやすく解説した動画DVD等のコンテンツを活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。 ・平成26年度に実施した有識者や実務家に対するヒアリングで把握された実情・実態を踏まえ、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を平成27年6月から開催し、事業者や行政機関の取組を促進する方策や通報者保護の要件・効果等について検討を行い、平成28年3月に報告書を公表。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>個人情報保護に関する施策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標①～④が個人情報保護制度の推進に必要な施策であると考えているところ、全ての測定指標で目標達成できた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。ただし、事業者からの漏えい事案が引き続き注目を集めるとともに、いわゆる「過剰反応」も依然として見られるなど、個人情報の取扱いに対する国民の不安が解消されたとは言いがたく、法制度の周知徹底や制度の検討については引き続き取り組むべき課題がある。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、個人情報保護に関する事務が平成28年1月1日に消費者庁から個人情報保護委員会に移管されたため、平成28年度予算要求は行っていない。（27年度予算額：18百万円）</p> <p><その他の具体的取組> ・個人情報保護法説明会（平成27年9月～平成27年12月）において、昨年度に引き続き、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について説明を行った。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当課：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を行うため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>本施策の成果は、騙されない賢い消費者、社会の発展と改善に積極的に参加する自立した消費者を育てることである。しかしながら、消費者教育の推進や普及啓発を行うことと、例えば、消費者の被害が減少したことの直接的な因果関係を分析することは難しいことから、短期的な目標や定量的な目標を設定することには限界があるのが実情。こうした中、本施策の成果を断片的にでも極力定量的に把握しようという観点から、前記計測指標を設定していることもあって、どの指標が主要なものかといった色分けが難しく、本施策の成果については、前記指標やその他定性的な判断を総合して判断していくことが肝要。 目標未達であった3項目のうち、測定指標1については、目標値は中長期的な目標でやや高めな指標となっているが、実績としては増加傾向を辿っており、前向きに評価できる。 また、測定指標9については、実績は目標未達となったが、これは各消費者団体から個別的及び日常的に意見聴取する機会が増えたことから、一同に会する会合の回数が減少した結果である。形式的に目標未達であっても、取組の趣旨を鑑みれば、前向きに評価すべき内容。 さらに、測定指標10については、改正法の説明等に当庁から個別で出向く機会が増え、団体からのシンポジウムの出席依頼がやや落ち込んだことから、形式的には目標未達となった。ただし、シンポジウムの場ではなく、地方に出向いての説明会や意見交換の実施など、こうした動きを補完しており、施策の趣旨を鑑みれば、前向きに評価すべきもの。 また、目標を達成した項目については、施策の中間的な目標をクリアしているという見方が妥当というものが多く、目標に向かって着実に前進していると、評価すべきである。 したがって、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者教育推進会議に関する経費について、平成28年度概算要求（8百万円）を行った。（27年度予算額：8百万円、28年度予算案額：8百万円） ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成28年度概算要求（60百万円）を行った。（27年度予算額：46百万円、28年度予算案額：36百万円）</p> <p><事前分析表への反映> ・政策評価の結果を踏まえ、消費者団体との意見交換の状況を定量的な指標としてフォローアップすべく、事前分析表の測定指標に「消費者団体との連携の推進状況（消費者団体と連携した事業・イベント等の回数）」を追加。 ・副教材の作成、副教材作成委員会の開催等について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「消費者教育推進会議の開催回数」を設定することとした。</p> <p><その他の具体的取組> ・第2期消費者教育推進会議（平成27年7月～）が始動し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理を行うこととした（平成27年度4回開催）。 ・消費者教育ポータルサイトシステムの改修（平成28年3月）。 ・消費者教育用教材等の作成支援のための消費生活に関する「イラスト集」の充実（最近の事例関連等追加）（平成28年3月）。 ・見守りの担い手向け映像コンテンツ（DVD）改訂版（消費者ホットライン188対応）の制作及び配布（消費生活センター等）（平成28年3月）。 ・消費者団体との意見交換会の開催（平成27年度4回）。 ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催（平成27年度2回）。 ・子供関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成27年度6回）。 ・子供の不慮の事故防止に関する注意喚起情報等の発信。 ・「倫理的消費」調査研究会及びエンカルラボの開催（平成27年度研究会6回、ラボ1回開催）。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（５） 担当課：消費者教育・地方協力課

施策名	地方消費者行政の推進
施策の概要	<p>地方消費者行政の課題、消費者庁としての取組及び地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
施策に関する評価結果	<p>目標未達となった測定指標12についてはホットラインの接続自治体数が昨年度に比べて27減少しているが、これは広域連携の開始に伴いホットライン回線の効率化を図った結果である。直接接続できる消費生活センターや相談窓口を22年度と比較して142件増加させており、引き続きもどこに住んでいても消費者ホットラインにより消費者が消費生活センター等に接続できる状態は維持されており、前向きに評価すべきものである。</p> <p>したがって「相当程度進展あり」と評価した。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算において、「地方消費者行政推進交付金」を20億円措置。 ・平成28年度概算要求：5,728百万円（27年度予算額：3,167百万円、28年度予算案額：3,652百万円） ・平成28年度予算案において、「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等の地方公共団体の取組及び国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を支援するため、5,000百万円を要求。（27年度予算額：3,000百万円、28年度予算案額：3,000百万円） ・平成28年度予算案において、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、5.58億円を要求。（27年度予算額：482百万円、28年度予算案額：482百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日に施行された消費者安全法改正法を踏まえ、地域の高齢者等の見守りネットワークの取組強化のため、平成28年度機構・定員要求において、見守りネットワーク推進担当（課長補佐クラス1名）を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の結果を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」で掲げた政策目標の達成状況を定量的な指標としてフォローアップすべく、平成27年度の事前分析表における測定指標に引き続き設定。 ・執行専門研修の開催について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「参加人数」を設定することとした。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。 ・「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・「地方消費者行政グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進（平成27年11月～平成28年3月）。 ・「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方公共団体との連携を強化（平成27年9月～11月）。 ・平成26年6月に公布された消費者安全法を改正する法律により新たに規定された消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関についての所要の規定の整備等を盛り込んだ消費者安全法施行令の一部を改正する政令を平成27年10月2日に閣議決定。 ・「PIO-NET刷新に関する検討会」の意見を踏まえ、平成26年1月に策定した最適化計画に基づき、平成27年9月28日にPIO-NETを刷新。 ・消費者被害から救済される機会を増やし、また、その被害の拡大を防止するため、平成27年7月から消費者ホットラインの3桁番号「188番」の運用を開始。 ・放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施（検査機器の配分（257地方公共団体に369台）：～26年9月末/研修会の実施：随時）。 ・「地方消費者行政推進交付金」を通じて、被災地の地方公共団体の相談体制の構築のため、相談窓口に関分野の専門家を派遣する事業等の支援を実施。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当課：消費者調査課

<p>施策名</p>	<p>物価対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時には、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標 1. 2. 及び 3. については、いずれも平成26年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・物価対策の推進のため、平成28年度概算要求（69百万円）を行った。（27年度予算額：52百万円、28年度予算案額：58百万円）</p> <p><事前分析表への反映> ・物価モニター調査について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「物価モニター掲載ページへのアクセス数」を設定することとした。</p> <p><その他の具体的取組> ・物価モニター調査について、平成27年度から、従来の隔月実施を毎月実施にし、消費者へのタイムリーな情報提供を行うこととした。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当課：消費者調査課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の推進に関する調査・分析</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。調査結果の公表に加え、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づく年次報告書（以下「消費者白書」という。）の作成・公表を行う。消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>いずれも平成26年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成28年度概算要求（89百万円）を行った。（27年度予算額：82百万円、28年度予算案額：75百万円）</p> <p><事前分析表への反映> ・消費者政策実施の状況の報告及び消費者事故等に関する情報の取りまとめ結果の報告（消費者白書）について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を「関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数」に変更することとした。 ・消費者政策の企画立案のための調査の実施について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「消費者意識基本調査掲載ページへのアクセス数」及び「消費者白書掲載ページアクセス数」を設定することとした。 ・また、施策の概要において、新規に消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について検討するとしたため、以下の追記を行った。 ・達成すべき目標として、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、検討結果を取りまとめることを追加 ・測定指標として「事業者の消費者志向経営を促進する方策の検討状況（検討会及びワーキング・グループの開催回数）」を追加 ・達成手段の概要等として、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」で検討された、消費者志向経営の意義、推進方策等についての結果を取りまとめ、それを踏まえて消費者志向経営の推進につなげることを追加</p> <p><その他の具体的取組> ・消費者志向経営を推進するため、経営層・管理職層を対象とした消費者志向経営シンポジウムを実施（平成27年度2回）。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（8） 担当課：消費者安全課

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。</p> <p>収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。</p> <p>重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。</p> <p>食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に合ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進していくこととしている。特に、食品中の放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。</p> <p>平成24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律第77号）が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。消費者安全調査委員会は、生命・身体の被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行っている。</p>
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（90百万円）を行った。（27年度予算額：90百万円、28年度予算案額：91百万円） ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成28年度概算要求（17百万円）を行った。（27年度予算額：18百万円、28年度予算案額：17百万円） ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成28年度概算要求（39百万円）を行った。（27年度予算額：39百万円、28年度予算案額：34百万円） ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成28年度概算要求（85百万円）を行った。（27年度予算額：88百万円、28年度予算案額：81百万円） <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「緊急時対応訓練の回数」を設定することとした。 ・食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進について、より分かりやすく国民に定量的な指標が提供できるよう事前分析表の測定指標を「意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度」に変更した。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起を適切に実施（平成27年4月～平成28年3月の期間に注意喚起を16件実施）。 ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成27年12月25日）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（平成27年4月～平成28年3月の期間に各種意見交換会等を100回開催）。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（事故等原因調査等の実施数：11件、申出受付件数：199件※いずれも累計）。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行うとともに、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に関連する被害の実態把握等を行い、特定商取引法の施行状況について検討を加える。</p> <p>また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>このほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成28年度概算要求（330百万円）を行った。（27年度予算額：231百万円、28年度予算案額：304百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の執行業務において、複雑化する違反事例に対応するため、平成28年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行。 ・特定電子メール法の厳正な執行。 ・通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当課：表示対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者表示対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、 ①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。 ②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。 ③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法（平成37年法律第104号）を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成28年度概算要求（211百万円）を行った。（27年度予算額：163百万円、28年度予算案額：202百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・景品表示法の課徴金制度の施行に伴う体制の整備のため、平成28年度機構・定員要求において増員（室長クラス1名、課長補佐クラス7名、係長クラス7名）を要求。</p> <p><事前分析表への反映> ・平成27年7月2日消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、事前分析表の測定指標に「消費税転嫁対策特別措置法に基づく執行状況（指導件数）」を追加。</p> <p><その他の具体的取組> ○景品表示法の運用及び執行体制の拡充 ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する行政処分（措置命令）等を実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 ○景品表示法の普及啓発 ・景品表示法の普及・啓発等のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布を行ったほか、景品表示法の改正により、事業者に対して表示等管理体制の整備が求められることから、事業者向けの主催説明会を開催。 ○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。 ○家庭用品の品質表示の適正化 ・家庭用品品質表示法における対象品目、表示の標準及び品目指定の在り方についての検討。 ・新たな洗濯表示に関する繊維製品品質表示規定の施行に向けた普及啓発。 ○住宅性能表示制度の普及・啓発 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発に取り組む。 ○いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進 ○食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施 ○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充 ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処（平成28年3月）。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（11） 担当課：食品表示企画課

施策名	食品表示の企画・立案・推進
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法（平成25年法律第70号）等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用する。
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示対策の推進のため、平成28年度概算要求（205百万円）を行った。（27年度予算額：146百万円、28年度予算案額193百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示の充実による多様な選択機会の確保のため、平成28年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス2名）を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな食品表示制度の普及啓発や個別課題の検討等の政策目標の達成状況を定量的に測定するため、測定指標を説明会や検討会等の開催回数に変更。 <p><その他具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示法に基づく食品表示基準を平成27年3月に公布。併せて、関係する通知・Q&Aを策定し、普及・啓発を実施。 企業の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示する制度を新たに創設し、食品表示基準の中に機能性表示食品として規定。